

## 「平成28年度臨時福祉給付金」および 「障害・遺族年金受給者向け給付金」 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

**申請期間** 9月2日(金)～12月28日(水)

**申請書類**

対象となる可能性がある方には、市から申請書類を9月1日(木)に発送します  
※2つの給付金ともに対象となる可能性がある場合も発送する申請書類は1通です。

東久留米市 臨時福祉給付金  
コールセンター

☎042・470・7863

※土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時15分。  
※電話番号をお確かめの上、お掛け願います。

相談・受付窓口

東久留米市役所1階臨時福祉給付金窓口

開設期間：9月2日(金)～12月28日(水)

【担当課】総務課臨時福祉給付金担当

※市役所1階に臨時設置します。

※土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時。

26年4月に行われた消費税引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対し、制度的な対応を行うまでの暫定的・臨時的な措置として、「平成28年度臨時福祉給付金」を給付します。また、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい、所得の少ない年金受給者への支援として、「障害・遺族年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」の給付を行います。

支給対象となる可能性がある方には、9月1日(木)に申請書を発送します。申請期限の12月28日(水)までに、忘れずに申請してください。

詳しくは臨時福祉給付金コールセンター☎470・7863へ。

	平成28年度臨時福祉給付金	障害・遺族年金受給者向け給付金
支給対象者	基準日(28年1月1日)時点で市内に住民登録がある方で、28年度分の市民税(均等割)が課税されていない方 ※課税されている方に扶養されている場合や生活保護受給者などは対象外です。	平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者で、28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給している方 ※高齢者向け給付金を受給した方は対象外です。
支給額	支給対象者1人につき3,000円 ※支給は1回限りです。	支給対象者1人につき3万円 ※支給は1回限りです。
支給例	1 平成28年度臨時福祉給付金の対象者=3,000円 2 平成28年度臨時福祉給付金の対象者で、さらに28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給している方(障害・遺族年金受給者向け給付金の対象者)=3,000円+3万円=3万3,000円 ※原則として支給パターンは上記2通りとなります。	
申請期間	9月2日(金)～12月28日(水) ※消印有効。	
申請方法	郵送、または市役所1階「臨時福祉給付金窓口」(臨時設置。土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)に提出	
提出書類	申請書、本人確認書類※1、振込先金融機関口座確認書類※2 ※1 本人確認書類=写真付きの住民基本台帳カード、運転免許証、保険証、旅券などの写し ※2 振込先金融機関口座確認書類=受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(フリガナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写しただし、受け取り方法で「平成27年度臨時福祉給付金と同じ口座への振り込み」を選択した場合は不要です。	
支給開始日	10月13日(木)以降順次 ※申請から振り込みまでは、おおむね1カ月半程度を予定していますが、それ以上かかることもありますので、あらかじめご了承ください。	

2面には、「申請から給付までの流れ」、「支給対象者判定チェック」、「Q&Aよくある質問」などを掲載しています

市では、地震による建物の倒壊などの被害を軽減するために、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断に要した費用の一部助成を、平成23年4月から行ってきました。このたび、その対策に加えて、耐震診断の結果耐震性能が不足している市内の木造住宅の所有者に対して耐震改修に要した費用の一部を助成する制度を9月1日(木)から開始します。

※耐震改修工事を行う施工業者および工事完了後に提出する報告書を作成する診断機関には条件があります。工事契約前に申請の手続きをしないと助成は受けられません。

【助成金額】耐震改修に要した費用(消費税を除く)の3分の1以内(千円未満端数切り捨て)。最大30万円

【助成対象住宅】次の①～④すべてに該当する住宅

①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

②住居として利用している

③地上3階までの戸建て住宅(店舗併用住宅を含む。地

### 木造住宅耐震改修助成制度が 9月1日(木)から始まります

【助成対象者】次の①～③すべてに該当する方

①助成対象住宅を所有している個人。複数で共有している場合はその代表

②所有者が市税を滞納していない

③助成対象の住宅敷地が借地の場合、土地所有者の承諾を得ている

【施工業者】建設業法第3条に規定する建築工事業許可を得た者

【診断機関】次の①～③いずれか

①一般社団法人東京都建築士事務所協会北都支部の会員

②東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所

③市長が認めた建築士

助成手続きなど詳細は施設建設課(市役所5階6番窓口)で配布するパンフレットまたは市ホームページをご覧ください。

詳しくは同課☎470・7756へ。

### 東久留米市在住の小山恭輔選手が リオデジャネイロパラリンピックに出場します

東久留米市在住の小山恭輔選手が、リオデジャネイロパラリンピック水泳競技に、男子50メートルバタフライと男子50メートル自由形の日本代表として出場します。

同選手は北京パラリンピックで銀メダル、ロンドンパラリンピックで銅メダル

を獲得しています。競技の様子はテレビで中継される予定です。放送予定は、

50メートル自由形決勝Ⅱ現地時間9月10日(土)午後7時、日本時間で9月10日(土)朝方

50メートルバタフライ決勝Ⅱ現地時間9月10日(土)午後7時、日本時間で9月11日(日)朝方

詳しくは生涯学習課☎470・7784へ。

### 10月から始まる「燃やせるごみ」と「布類(古布)」の戸別収集についてのお知らせ

詳しくは3面をご覧ください。

《今号の主な内容》

- 3面 総合防災訓練にご参加を 10月16日(日)に滝山公園で
- 4面 マイナンバー個人番号カードと個人番号の通知カードについて
- 5面 9月は「自殺防止!東京キャンペーン」月間です
- 6面 市営自転車等駐車場 新規の登録申請
- 7面 愛のひと声運動「健全成長標語28年度優秀賞が決定しました
- 9面 多摩六都府リレーマラソン2016
- 11面 成人歯科検診を実施します
- 12面 子宮頸がん検診を実施します

【施工業者】建設業法第3条に規定する建築工事業許可を得た者

【診断機関】次の①～③いずれか

①一般社団法人東京都建築士事務所協会北都支部の会員

②東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所

③市長が認めた建築士

助成手続きなど詳細は施設建設課(市役所5階6番窓口)で配布するパンフレットまたは市ホームページをご覧ください。

詳しくは同課☎470・7756へ。

番組表などをご確認ください。

【競技日時(予定)】

50メートルバタフライ決勝Ⅱ現地時間9月9日(金)午後7時、日本時間で9月10日(土)朝方

50メートル自由形決勝Ⅱ現地時間9月10日(土)午後7時、日本時間で9月11日(日)朝方

詳しくは生涯学習課☎470・7784へ。